

習志野市農業委員会総会議事録

令和6年第5回習志野市農業委員会総会は令和6年5月8日（水曜日）に習志野市役所 2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名

(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

1番 渡邊 喜代美 2番 廣瀬 克久

4. 総会に付した議件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について

議案第2 - 1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2 - 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2 - 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3 - 1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第3 - 2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第3 - 3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第 4 号 鷺沼特定土地区画整理事業（第3工区）の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届出書の受理について

6. 議案審議結果

上 程 5件 承認 5件

7. 閉会時間 午前 10時10分

議 長	みなさん、おはようございます。 それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和6年第5回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、農業委員16名全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。 1番、渡邊 喜代美委員、2番、廣瀬 克久委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は5件、報告件数は6件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局	はい、皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、説明させていただきます。 総会資料をご覧ください。 議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 対象となりました生産緑地は、大久保一丁目にある農地1筆であり、面積は、190平方メートルであります。 対象地につきましては、令和6年4月10日開催の令和6年第4回総会にて、皆様方に、生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。 本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしゃったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。 なお、本日のあっせん結果につきましては、総会終了後に市に対し回答いたします。説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件であります。 早速ですが、地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方は、おられましたか。 申請地が大久保でしたので、市角委員、何かありませんか。
市角委員	はい、希望者は、おりませんでした。

議 長	はい。ありがとうございます。 では、購入希望を示された方は、いなかったということで良いでしょうか。 (はい。という返事あり。) ありがとうございます。 それでは、議案第1号の生産緑地のあっせん結果については、購入希望者がおられなかった旨を、市に回答することといたします。 事務局は、速やかに市に回答をお願いします。 続きまして、議案第2－1号、議案第2－2号、議案第2－3号の審議に入ります。 いずれの議案も農地法第4条の規定による許可申請であります。 本件は、同一の土地所有者による宅地開発事業でありますので、一括して審議いたします。 それでは、事務局は、議案第2－1号から議案第2－3号までの議案説明を一括してお願いします。
事務局	それでは、議長のご指示により、議案第2－1号から議案第2－3号までの3件の議案について、一括して説明いたします。 まず、議案第2－1号の議案書をご覧ください。 議案第2－1号は、農地法第4条の規定による許可申請についてであります。 下記のとおり、農地法第4条第2項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものであります。 1番、申請地は、鷺沼台一丁目の農地1筆の一部を活用するものであり、面積は、591.21平方メートルのうち、211.77平方メートルであります。 2番、転用の目的は、共同住宅1棟の建築であります。 3番、申請者の住所及び氏名は資料に記載のとおりです。 続きまして、議案第2－2号の議案書をご覧ください。 議案名及び提案理由につきましては、議案第2－1号と同様であるため割愛させていただきます。 1番、申請地は、議案第2－1号と同一の農地の一部を活用するものであり、面積は591.21平方メートルのうち、314.26平方メートルであります。 2番、転用の目的は、賃貸用の一戸建て住宅を2棟建築するものであります。 3番、申請者は、議案第2－1号と同一の申請者であります。 最後に、議案第2－3号の議案書をご覧ください。

事務局 議 長	議案第2－3号につきましても、同様の議案名及び提案理由でありますので、割愛させていただきます。 1番、申請地は、議案2件と同一の農地の一部利用として、65.18平方メートルを活用するものであります。 2番、転用の目的は、公衆用道路であります。 申請者は同一のため、割愛いたします。 説明は以上です。 ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明と現地調査報告をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局 議 長	…… 暫時休憩中、事務局から詳細説明及び現地調査報告 …… 事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、これより議案第2－1号、議案第2－2号、議案第2－3号について、審議に入ります。 質問のある方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 本件は、同一の土地所有者による転用事業でありますので、一括してお諮りいたします。 議案第2－1号から議案第2－3号までを許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございます。 全員賛成により、議案第2－1号から議案第2－3号までを許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 事務局は対応をお願いいたします。 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案といたします。 事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。

事務局	はい、それでは、議長のご指示により、説明させていただきます。 総会資料をご覧ください。 議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾二丁目の農地1筆であり、面積は502平方メートルであります。 2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。 3番、転用の目的は、資材置場としての転用であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。 説明は、以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明と現地調査報告をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局から詳細説明及び現地調査報告 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、ただ今の説明に対しまして、質問などがある方は、挙手願います。 はい。櫻井委員、どうぞ。
櫻井委員	はい。質問ではなく要望ですが、申請地については、なだらかな坂道に面しており、資材置き場になったとしても雨水排水は、南側が広大な公園となっておりますので、周辺の民家にも影響はないと思います。 やはり、一番懸念されるのは、事務局の説明にもありましたが、通行される道路が通学路になっていることであります。 資材運搬には、2トン車を使用するとの事で、行き来する時には、安全を配慮すると申請者から示されておりますが、農業委員会として、整備後もしっかり運行時の交通安全対策に留意する旨を申請者に伝えていただきたいと思います。 以上です。
議 長	はい。櫻井委員、ありがとうございました。 他にございませんか。

議 長	よろしいでしょうか。 ご質問等など無いようなので、これより採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございます。 全員賛成により、議案第3号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 事務局は対応をお願いいたします。 なお、櫻井委員からありました要望については、申請者に対し、事務局から伝えてください。 よろしくお願いいたします。 以上で、審議案件は全て終了となります。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思います。 質問等の有る方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	特段ありません。
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3－1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……

議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査に行かれた市角委員から、報告をお願いします。
市角委員	はい。申請地につきましては、日頃より耕作されて適正管理がなされ、何ら問題ありませんでした。
議 長	市角委員、報告ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3－2号と報告第3－3号ですが、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明等がありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査に行かれた中野委員、報告をお願いします。
中野委員	はい。一生懸命営農されており、農家の手本となる仕事ぶりです。
議 長	中野委員、報告ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第4号ですが、鷺沼特定土地区画整理事業(第3工区)の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届出書の受理についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……

議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無いようでしたら、以上を持ちまして、令和6年第5回習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----	---